

一般社団法人日本石綿対策技術協会 会員規程

制定 令和5年8月22日

改正 令和6年5月28日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本石綿対策技術協会（以下「本協会」という。）の会員の入退会及び権利義務等について必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 会員の種類は次のとおりとする。（参照：定款第6条）

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 賛助会員は、次の3種類とする。

普通賛助会員 一般の賛助会員

特別賛助会員 本協会の事業運営について本協会が協力を依頼した団体又は個人の賛助会員

自治体賛助会員 自治体（部署等の単位を含む）の賛助会員

3 前項の各区分に該当するか否かの個別の判断は、本協会の理事会が行う。

4 本条第1項及び第2項の団体には行政機関、公益又は一般社団法人、公益又は一般財団法人、大学等の教育機関、並びに会社等の営利企業を含むものとする。

(入会基準)

第3条 本協会への入会の可否については、次の基準に基づいて理事会が決定する。（参照：定款第7条）

- (1) 本協会の目的に反する行為又は本協会の名誉を傷つける行為を行う恐れがない者であること。
- (2) 反社会的勢力と直接又は間接的に関係していない者であること。
- (3) 団体会員の場合は、特定の思想信条及び特定の政党支持を強制すること又は特定の宗教を勧誘することを目的としない団体であること。

2 本協会へ入会しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 本協会の定めた様式の入会申込書
- (2) 前項の入会基準等に関する誓約書
- (3) 団体会員の場合は、当該団体の定款等の規約及び申込日現在の役員名簿
- (4) その他、理事会が提出を求めたもの

(入会手続)

第4条 入会審査は、入会申込があった日の後最初に開催される理事会において行う。

2 理事会が入会の可否を決定したときは、決定した日から2週間以内に、当該申込者に郵送又はEメールに添付して決定通知書を送付する。

3 本協会は、会費規程に規定された入会金及び会費が納付されたことを確認した日から

- 1 か月以内に当該入会者に会員証を送付する。なお、会員資格の取得日は、本協会の事務局が所定の入会金及び会費の納入を確認した日とする。
- 4 本協会は、会員証を送付した後、当該会員の名称、団体の場合は代表者の氏名及び入会日を会員名簿に登載し、本協会のホームページで公開する。ただし、会員が公開を望まないときはこの限りでない。
 - 5 本協会の会員に対する通知等は、会員名簿に記載した住所又は会員が本協会に通知した居所宛てに行うものとする。

(会員情報の変更報告)

- 第5条** 個人会員は、その氏名、住所、所属する組織等に変更があったときは、当該変更のあった日から2週間以内に、本協会に報告しなければならない。
- 2 団体会員は、その名称、代表者名、所在地等に変更があったときは、当該変更の日から2週間以内に、本協会に報告しなければならない。

(退会、会員資格の喪失、除名)

- 第6条** 会員は、本協会の定める様式の退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。なお、退会した日は、当該退会届が提出された月の末日とする。
- 2 会員は、定款第9条第1項に該当したときは、会員資格を喪失する。なお資格を喪失した日は、定款第9条第1項各号のいずれかに該当することを理事会が確認した日とする。
 - 3 会員は、定款第9条第2項の規定により除名されたときは、会員資格を喪失する。なお、会員資格を喪失した日は、総会において除名が決議された日とする。

(会員の権利)

- 第7条** 会員は、定款に定めるもののほか、次の権利を有し、その権利はその者に専属する。
- (1) 本協会に属する専門家から石綿対策技術に関する助言を受けることができる。
 - (2) 本協会のメーリングリストにアドレスを登録することにより、本協会がメールで発信する情報を、自動的に受信することができる。
 - (3) 団体会員については、当該団体の URL を本協会のホームページにリンクを張ることができる。
 - (4) 本協会の出版物を非会員よりも優先的かつ会員価格で購入することができる。
 - (5) 本協会が主催又は共催する講習会、研修会、講演会等に、非会員よりも優先的にかつ会員価格で参加することができる。
 - (6) 会員の広報活動において、本協会の会員であることを表示することができる。
 - (7) 賛助会員も本協会の総会に参加し、当該総会の議長の許可を得て発言することができる。
 - (8) 賛助会員も本協会の事業報告書及び収支決算書等の総会用資料の配付を受けることができる。

(9) 賛助会員も本協会の主催する交流会、親睦会等に参加することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、定款に定めるもののほか、次の義務を果たさなければならない。

- (1) 入会時に提出した誓約書の内容を遵守すること
- (2) 本協会の定款及び諸規程を遵守すること
- (3) 本協会の総会及び理事会の決議事項に従うこと
- (4) 本協会の設立目的に反する行為及び本協会及び本協会の他の会員の名誉を棄損する行為を行わないこと
- (5) 本協会の活動に積極的に参加すること
- (6) 本協会の会費規程に基づいて、入会金及び会費を納入すること、ただし、特別賛助会員及び自治体賛助会員は、会費の納入を不要とする。
- (7) 本協会から入手した情報を、本協会に無断で複製又は SNS 等で公開しないこと。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

[附 則]

- 1 この規程は、令和5年8月22日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年5月28日から施行する。